

10月24日 国道18号 軽井沢町にて

特殊車両の通行に関する指導取締を実施しました。

高崎河川国道事務所では、道路構造物の保全と道路交通の安全を図るため、特殊車両通行許可制度の普及啓発と法令遵守の意識の向上に取り組んでおり、長野県軽井沢警察署と協力し、特殊車両の通行に関して指導取締を実施しました。

積載重量超過車両は、道路の損傷を早める原因の一つとなっています。道路構造物を守るためには、通常の維持管理に加え、道路の適正な利用も重要であり、今後も関係機関と協力して指導取締を行っていきます。

1. 実施日：令和6年10月24日（木）13時30分～15時30分

2. 場所：一般国道18号（上り） 軽井沢特殊車両取締基地

（長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1016-111）

3. 結果：

	車両台数
対象車両	2
違反車両	1
指導警告	1
措置命令	0

●特殊車両通行許可制度については、関東地方整備局ホームページへ。

URL：<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html>

●道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針については、国土交通省ホームページをご覧ください。

URL：<http://www.mlit.go.jp/common/001039265.pdf>



当該車両は違反車ではありません。